

新潟県条例第12号

地方独立行政法人の役員等の損害賠償責任に関する条例

地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第19条の2第4項に規定する条例で定める額は、基準報酬年額（地方独立行政法人法施行令（平成15年政令第486号）第3条の2第1項に規定する基準報酬年額をいう。）に、次の各号に掲げる役員等（同法第19条の2第1項に規定する役員等をいう。）の区分に応じ、当該各号に定める数を乗じて得た額とする。

- (1) 理事長又は副理事長 6
- (2) 理事 4
- (3) 監事又は会計監査人 2

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。